

【 障害福祉サービス施設・事業所職員向け 】 新型コロナウイルス感染症PCR検査のご案内（概要）

（沖縄県新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業）

概要

- 県内の障害福祉サービス施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員は、定期的にPCR検査を受けることができます。
※対象者の考え方は「新型コロナ慰労金」の支給対象者の考え方と同様です。
- 障害福祉サービス施設・事業所において、感染拡大を未然に防止するために検査を実施するものです。

検査について

- 令和3年12月から令和4年9月の間に、職員一人当たり2～3週に1回程度を目安として検査を行います。
※ただし、流行状況によって、期間を変更する場合があります。
- 全施設等の検査を行いますので、検査の時期はご希望に沿うことはできません。事前に県からお知らせするタイミングで検査を行っていただきます。
- 検査費用は県が負担します。

検査の流れ

申請

- 検査を希望する場合は、事前にメールにて申請を行っていただく必要があります。（申請先：pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp）
※既に申請している事業所について、再申請は不要です。

容器配布

- 検体採取容器を配布いたします。
➢ 市町村毎に指定する場所にて直接受け取っていただく場合と、事業所へ郵送される場合があります。
※市町村毎に検査機関が異なりますので、選択することはできません。

採取

- 各施設等において、各自で唾液を採取していただきます。
➢ 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了します。
（採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。）

提出

- 採取した検体をまとめて提出していただきます。
➢ 全職員分の検体をまとめて、市町村毎に指定する場所に持ち込んでいただく場合と、指定の方法で郵送していただく場合があります。
※市町村毎に検査機関が異なりますので、選択することはできません。

結果通知

- 後日、結果をお知らせします。
※保健所等から連絡があった場合はそちらの指示に従ってください。

障害福祉サービス施設・事業所職員向け

沖縄県新型コロナウイルス感染症 PCR 検査強化事業案内

1 概要

- 県内において新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、感染拡大の防止に努めるとともに、社会経済活動を維持・継続していく必要があります。
- これまでの状況から、障害福祉サービス施設等での感染発生や、発生した場合に大きなクラスターとなってしまう事例が見られています。
- そのため、障害福祉サービス施設等での感染発生・拡大を未然に防ぎ、職員の皆さまが安心して従事していただけるよう、職員の皆さまを対象として定期的な PCR 検査を実施します。

2 対象者

- 県内の障害福祉サービス施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員が対象となります。
※「利用者と接する」とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれます。
(新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(障害分)の対象者と同様の考え方です。)

3 検査内容

下記を目安として検査を実施することを想定しています。

ただし、今後の流行状況や検査状況によって、期間が変更になる場合があります。

(1) 期間

令和3年12月から令和4年9月までの期間

(2) 回数

職員一人当たり2週間から3週間に1回程度

(3) 検査時期

検体を提出するタイミングについて、ご希望に沿うことはできません。(原則、平日に検査日を指定いたします。)

全事業所の検査を順次実施するため、県において、施設毎に検査実施のタイミングを指定し、事前に実施時期をお知らせします。

(4) 費用

検査費用は県が負担します。

4 検査方法

(1) 事前申請

- 検査を希望する場合は、事前に申請を行っていただく必要があります。申請方法は下記5を参照してください。

※検査職員リストを準備していただく必要があります。検体提出時に、検体容器に添付するラベル番号と、職員の紐づけを施設等において行っていただきます。

※検査結果の連絡は、事業所責任者に対して行いますので、職員の結果を県・市町村・事業所責任者において共有することについて、受検する職員の皆さまに予め同意いただく必要があります。（別添同意書を参照）

(2) 検体採取容器の配布

- 検体採取容器（唾液採取用）を配布いたします。
- 配布の方法は、市町村毎に指定する場所（市役所等）にて直接受け取っていただきます。（一部市町村においては、施設等へ直接郵送される場合があります。）

※配布方法は、検査機関及び市町村と調整の上、後日連絡いたします。

※市町村毎に指定する検査機関によって検査方法が異なるため、配布方法を希望により選択することはできません。

(3) 検体の採取

- 各事業所において、各自で唾液を採取していただきます。
- 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了する容易な方法です。
- 検体採取容器は封をして、2重の袋に入れて、安全な状態にします。（採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。）

(4) 検体の提出

- 全職員分の検体をまとめて提出していただきます。
- 提出の方法は、市町村毎に指定する場所（市役所等）に持ち込

んでいただきます。（一部市町村では、指定された方法で郵送していただく場合があります。）

※提出方法は、検査機関及び市町村と調整の上、後日連絡いたします。

※市町村毎に指定する検査機関によって検査方法が異なるため、提出方法を希望により選択することはできません。

(5) 結果の通知

- 検査結果は、後日（目安：1～2日後）お知らせします。
- 結果通知は、検査機関からメールにて連絡いたします。

(6) 陽性時の対応

- 陽性者が出た場合は、県から責任者へ直接連絡いたします。（事前に職員の同意が必要です。）
- 保健所等から連絡が入る場合は、その指示に従っていただきます。

5 申請方法

(1) 申請期間

令和4年8月末まで

(2) 申請方法

メールにて申請

県新型コロナウイルス感染症特設サイトから申請様式をダウンロードし、下記アドレスへExcelファイルの状態でご提出してください。

「県トップページ」>

注目情報「新型コロナウイルス感染症特設サイト」>

検査関係情報>障害福祉サービス事業所・施設職員向け定期PCR検査について

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/ewpcr1.html>

送信先：pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

※既に申請している事業所について、あらためての申請は不要です。

※同意書は各事業所で保管し、県への提出は不要です。

6 問い合わせ先

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

検査・対策支援 TEL:098-894-5122 pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp

7 その他

- (1) 施設等での感染は、検査のみで防げるものではありません。基本的な感染防止対策や、日常的な健康管理等が最も重要ですので、取組みの徹底をお願いいたします。
- (2) 本事業での検査実施は、今後の流行状況や検査資源のひっ迫状況により、実施内容を変更する場合があります。